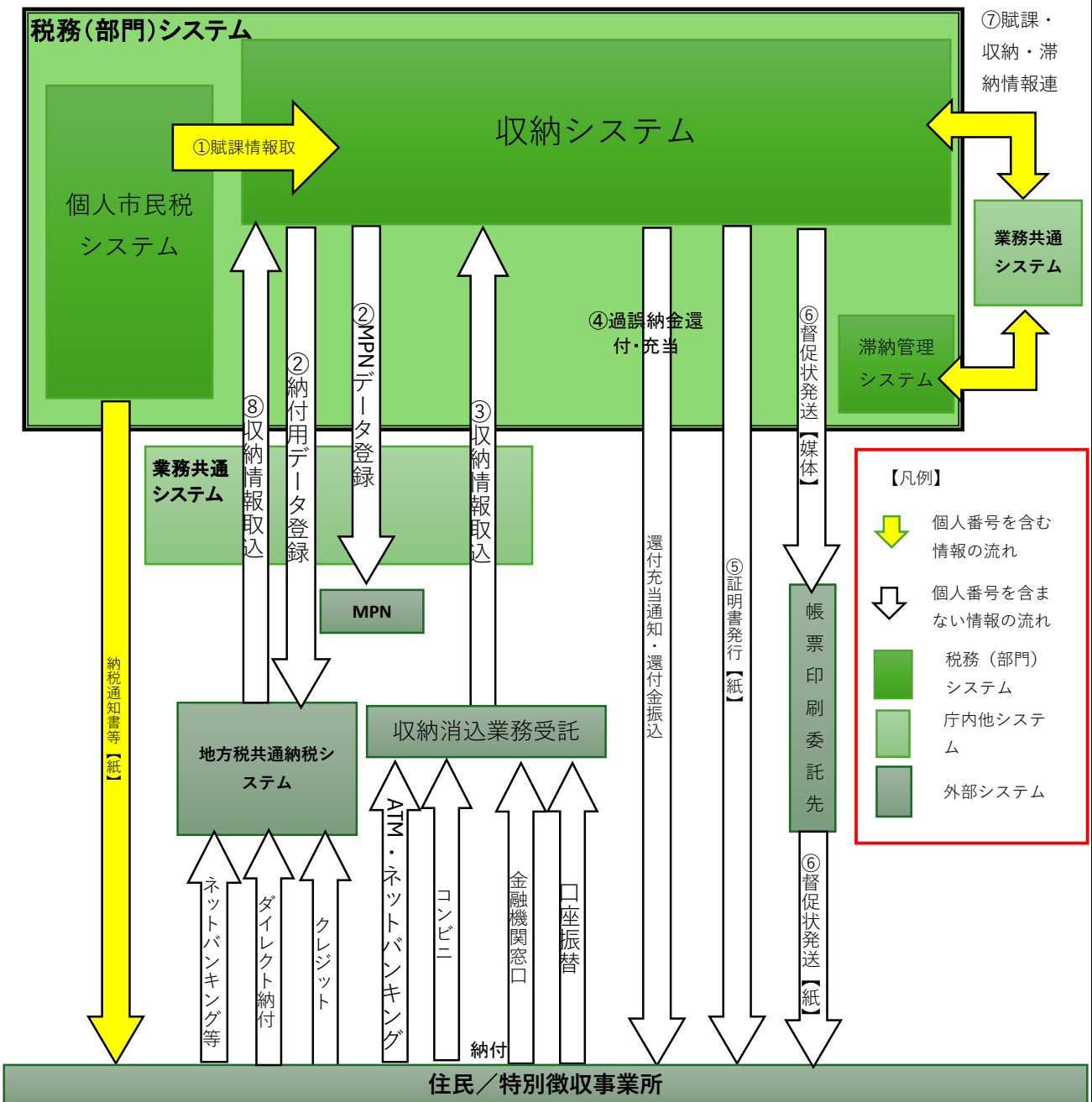


(別添1) 事務の内容



(備考)

【収納関連業務の流れ】

- ①個人市民税システムから連携された賦課決定・更正情報を取りこむ。
- ②電子納付を可能とするため、マルチペイメントネットワーク (MPN)及び地方税共通納税システムに納付用情報を連携する。
- ③収納消込業務受託者から、住民・特別徴収事業所が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。
- ④過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。
- ⑤申請に応じて、納税証明書を発行する。
- ⑥地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、帳票加工委託業者に提供し、督促状の印刷及び帳票加工を行い、住民等に督促状を送付する。
- ⑦滞納整理事務を行うため、業務共通システム経由で、滞納管理システムと賦課・収納・滞納情報を連携する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 住民基本台帳ネットワークシステム ②システムの機能	【機構への情報照会】 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。  【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	【機構への情報照会】 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。  【本人確認情報検索】 統合端末において入力された5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	①重要な変更にあたらない (戸籍法改正による変更)
令和7年8月1日	1 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（注）で定めるもの  略	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（注）で定めるもの  略	事後	①重要な変更にあたらない (根拠法令の記載方法統一に関する変更)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	個人番号、基本5情報、地方税関係情報	事後	①重要な変更にあたらない (戸籍法改正による変更)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者	個人市民税の納税義務者、特別徴収を行う給与支払者	事後	①重要な変更にあたらない (実態に合わせて修正)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	個人番号、基本5情報、地方税関係情報	事後	①重要な変更にあたらない (戸籍法改正による変更)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先3 ⑥提供方法	[○] その他（国税連携システム）	[○] その他（eLTAX審査システム）	事後	①重要な変更にあたらない (実態に合わせて修正)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	個人番号、基本5情報、地方税関係情報	事後	①重要な変更にあたらない (戸籍法改正による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）等のうち、個人番号を有する者	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）等	事後	①重要な変更当たらない（実態に合わせて修正）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ⑥提供方法	[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	[○] その他（国税連携システム）	事後	①重要な変更当たらない（当初から運用が変更されたため修正）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条10号、番号法第19号第1号、政令22条、地方税法第294条第3項	番号法第19条10号、番号法第19号第1号、番号法施行令第21条、地方税法第294条第3項	事後	①重要な変更当たらない（根拠条文の修正）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先5 ③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	個人番号、基本5情報、地方税関係情報	事後	①重要な変更当たらない（戸籍法改正による変更）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先5 ⑤提供する情報の対象となる	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）等のうち、個人番号を有する者	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者等）等	事後	①重要な変更当たらない（実態に合わせて修正）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者（16件、別紙3参照）	番号利用条例に定める情報照会者（16件、別紙3参照）	事後	①重要な変更当たらない（根拠条文記載方法の変更）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ①法令上の根拠	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表（第3条関係）	番号利用条例第3条第2項及び別表（第3条関係）	事後	①重要な変更当たらない（根拠条文記載方法の変更）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ②移転先における用途	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表（第3条関係）に定める各事務（別紙3参照）	番号利用条例第3条及び別表（第3条関係）に定める各事務（別紙3参照）	事後	①重要な変更当たらない（根拠条文記載方法の変更）
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	個人番号、基本5情報、地方税関係情報	事後	①重要な変更当たらない（戸籍法改正による変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	[6年以上10年未満]	[10年以上20年未満]	事後	①重要な変更にあたらない (保管期間の区分誤りによる変更)
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1：目的外の入手が行われるリスク  対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。	・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。	事後	①重要な変更にあたらない (戸籍法改正による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手  リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク  個人番号の真正性確認の措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。	・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。	事後	①重要な変更当たらない (戸籍法改正による変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。	・契約時においては、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために委託元と同等以上の措置を講じなければならない旨の他、取得の制限、目的外の利用又は第三者への提供の禁止、複写等の禁止等を定めた個人情報取扱特記事項を契約書に付記し、契約締結している。  ・委託元は、個人情報取扱特記事項に基づき、委託先がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回原則として実地に検査することとしている。(一部の事務※1を除く。※2) ※1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書のCSVテキスト化及びRPAによる税務システムへの入力に関する委託及び申請管理システムの開発・運用・保守に関する委託。以下の項目も同じ。	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。	契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにしてそれを報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性和管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。	・契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない(※)としており、一部の事務を除き、遵守状況を年1回以上、原則として実地に検査することとしている。  ※一部の事務については、第三者への提供は事前承認としているが、実際に提供された事例はない。	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。 また、「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。 また、「個人情報取扱特記事項」により、提供においてはその役割を果たすべき者として委託元に届け出られている者が行うものとし、提供が、契約書等で委託元が指定することにより、委託元と委託先との直接のやり取りになっていない場合は、委託先は、その提供の方法について、あらかじめ委託元に承認を得なければならないこととしている。 遵守状況については、一部の事務を除き、年1回以上、原則として実地に検査することとしている。	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託が終了した場合、委託先は、貸与された個人情報を委託元に返還し、複写等したものを破棄又は消去しなければならない。 ・委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。	・委託契約が終了した場合、委託先は直ちに委託元に返還し、又は引き渡すものとし、その他委託元の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても委託元にその旨の報告をしなければならないとしている。 なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・契約書において、個人情報の秘密の保持、適正な管理、収集の制限、目的外の利用又は提供の禁止、複写等の禁止、資料等の運搬、資料等の返還等及び事故発生時における報告について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。	契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、主に以下の内容を規定している。 ・秘密保持義務 ・個人情報の適正な管理 ・従事者への周知及び監督 ・目的外の利用又は第三者への提供の禁止 ・複写等の禁止・複写等の条件 ・再委託における条件 ・作業場所の指定等 ・資料等の返還等 ・事故発生時における報告 ・検査等の実施	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	・契約書に付記した個人情報取扱特記事項において、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならないとしており、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同等程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合のみ例外的に認めることを定めている。 また、委託先は、再委託先に対し、年1回以上、原則実地検査をするものとする。(一部の事務を除く。)	事後	①重要な変更当たらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1：特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMALP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1：特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク</p> <p>⑤技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①～③略</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①～③略</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMALP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順</p>	<p>&lt;千葉県（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置&gt;</p> <p>略</p> <p>&lt;ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置&gt;</p> <p>略</p>	<p>【千葉県（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】</p> <p>略</p> <p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】</p> <p>略</p>	事後	<p>①重要な変更当たらない（措置項目のタイトルを他と統一し〈〉から【】に変更）</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	【税務システムにおける措置】 ・情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。	【税務システムにおける措置】 ・情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		【千葉市における措置】 ○内部監査 「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。 監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。	事後	①重要な変更にとつたらない (実態に合わせた変更)
令和7年8月1日	※ 上記の続き	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年8月1日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	③事後で足りるものの任意に事前に提出 (中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年12月8日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14	-	個人住民税申告ポータル	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	-	サービス検索・電子申請機能	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16	-	申請管理システム	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	(別添1) 事務の内容	(別添1) 事務内容のとおり	(別添1) 事務内容のとおり 【住民税申告電子化関連業務】	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用方法	(○) その他(住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX)	(○) その他(住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX、サービス検索・電子申請機能)	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無※	(9) 件	(10) 件	事前	①重要な変更(申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項10	-	委託事項10 申請管理システムの開発・運用・保守	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 略	【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 略  【サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置】 ・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を限定している。	事前	①重要な変更(サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更) ③事後で足りるものの任意に事前に提出(中間サーバープラットフォーム更改による変更)
令和7年12月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【税務システム関連及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)における措置】(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】(略) 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】(略)	【税務システム関連及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)における措置】(略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】(略) 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】(略) 【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・国(デジタル庁)において、保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 【申請管理システムにおける措置】 ・保存された個人番号付電子申請データは、作業依頼実施後、申請管理保守事業者において、30日以内を目安に物理削除する。 ・本システムの運用期間終了後は、申請管理システム保守事業者において、「千葉市情報セキュリティ対策基準」及び「電子計算機等の廃棄時におけるデータ抹消措置ガイドライン」等に基づき、データ消去を実施し、消去証明書を本市に提出する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク1：目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。</li> <li>・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> <li>・個人市民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを窓口で確認している。</li> <li>・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。</li> <li>・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。</li> <li>・庁外の「提供」及び庁内での「移転」（以下「提供等」という。）に相当する情報の入手に当たっては、事前に照会元と協議を行って対象者の情報のみを入手することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。</li> <li>・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> <li>・個人市民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを窓口で確認している。</li> <li>・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。</li> <li>・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。</li> <li>・庁外の「提供」及び庁内での「移転」（以下「提供等」という。）に相当する情報の入手に当たっては、事前に照会元と協議を行って対象者の情報のみを入手することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> </ul>	事前	①重要な変更 （サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更）
令和7年12月8日	※ 上記の続き		<p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請管理システムが連携サーバを通じて、申告データを取得要求する場合は、サービス検索・電子申請機能以外の外部へ接続できないよう接続制限を行っている。</li> </ul>	事前	①重要な変更 （サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更）
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク1：目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、 unnecessaryな情報は記載しないようにしている。</li> <li>・提供等に当たっては、事前に照会元と協議を行って必要な情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者の unnecessaryな情報の入手を防止している。</li> <li>・入手元がe L T A X ・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、 unnecessaryな情報は記載しないようにしている。</li> <li>・提供等に当たっては、事前に照会元と協議を行って必要な情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者の unnecessaryな情報の入手を防止している。</li> <li>・入手元がe L T A X ・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</li> </ul> <p>【個人住民税申告ポータルにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、 unnecessaryな情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請管理システムでは、ユーザ単位で処理可能な手続を登録し、割り当てされた手続き以外のデータを参照するリスクを防止する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 （個人住民税申告ポータル、申請管理システム追加による変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙媒体による入手は、あらかじめ法令、条例等に規定された様式によるため、入手元は必要とされる情報を正確に認識できる。</li> <li>入手元がeLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</li> <li>eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙媒体による入手は、あらかじめ法令、条例等に規定された様式によるため、入手元は必要とされる情報を正確に認識できる。</li> <li>入手元がeLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</li> <li>eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。</li> </ul> <p>【個人住民税申告ポータル及びサービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう地方税共同機構において措置を講じている。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システム外部へ接続できないよう接続制限を行っている。</li> <li>申請管理システムを利用する職員を限定し、手続単位で利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (個人住民税申告ポータル及びサービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が入力された個人番号カードが不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行っている。</li> </ul> <p>【個人住民税申告ポータル及びサービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が個人住民税申告ポータルからサービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (個人住民税申告ポータル及びサービス検索・電子証明書機能追加による変更)
令和7年12月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が入力された個人番号カードが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>職員が収集した情報と突合し、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>職員が収集した情報と突合し、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>【個人住民税申告ポータルにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能追加による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】 略</p> <p>【電子データに対する措置】 略</p> <p>【業務共通システムに対する措置】 略</p>	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】 略</p> <p>【電子データに対する措置】 略</p> <p>【業務共通システムに対する措置】 略</p> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p>【申請管理システムにおける措置】 ・サービス検索・電子申請機能と申請管理システムとの間のデータ連携の際には、他の通信を遮断するためのセキュリティ対策を講じること、外部からの盗聴、漏えい等がおこらないようにする。</p>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【業務共通システム・税務システムにおける措置】 システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。</p>	<p>【業務共通システム・税務システムにおける措置】 システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。</p> <p>【サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置】 ・利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】 略</p> <p>【税務システムにおける措置】 略</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】 略</p> <p>【税務システムにおける措置】 略</p> <p>【サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置】 アクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、アカウント管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・アカウント管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム課にて定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</li> </ul> <p>【税務システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動退職に伴うアクセス権限の発効・失効処理のほか、システム利用管理者は少なくとも月1回程度、ユーザIDやアクセス権限を再確認し、業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</li> <li>・システム利用管理者は、利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限に応じて、利用可能な処理メニューが提供される。</li> </ul>	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム課にて定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</li> </ul> <p>【税務システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動退職に伴うアクセス権限の発効・失効処理のほか、システム利用管理者は少なくとも月1回程度、ユーザIDやアクセス権限を再確認し、業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</li> <li>・システム利用管理者は、利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限に応じて、利用可能な処理メニューが提供される。</li> </ul> <p>【サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をアカウント管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <p>略</p> <p>【税務システムにおける措置】</p> <p>略</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <p>略</p> <p>【税務システムにおける措置】</p> <p>略</p> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。</li> <li>・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正アクセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請管理システムへのアクセスログ及びアプリケーションログを記録し、操作者個人及びシステム画面へのアクセス、特定個人情報の取扱い履歴を特定する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク3：従業員が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課担当課において、外部媒体へのデータのコピーを行える者は管理者等に限定し、コピーした時の記録を保管する。</li> <li>・賦課徴収担当課以外の部署には、端末を設置しない。</li> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・利用者（非正規職員・他課の職員・税務署員等）は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について誓約書に署名し、所属長等あてに提出する。</li> <li>・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課担当課において、外部媒体へのデータのコピーを行える者は管理者等に限定し、コピーした時の記録を保管する。</li> <li>・賦課徴収担当課以外の部署には、端末を設置しない。</li> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・利用者（非正規職員・他課の職員・税務署員等）は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について誓約書に署名し、所属長等あてに提出する。</li> <li>・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。</li> </ul> <p>【サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン権限を付与された必要最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータの処理ができるようユーザを制限する。</li> <li>・CD等の外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能又は申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用  リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク  リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。</li> <li>・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施したうえで、システム利用管理者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。</li> <li>・税務システムのEUC機能については、個人番号を抽出できない設定とする。なお、個人番号を除く税情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体等に複製する際は、操作ログが残る仕組みを施したうえで、システム利用管理者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。</li> </ul> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス検索・電子申請機能へログイン権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータの処理ができるようユーザを制限する。</li> <li>・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン権限を付与された必要最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータの処理ができるようユーザを制限する。</li> <li>・CD等の外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能又は申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  7 特定個人情報の保管・消去  リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策  具体的な対策の内容	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】</p> <p>略</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>略</p>	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））及び申請管理システムにおける措置】</p> <p>略</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>略</p>	事前	①重要な変更 (申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	※ 上記の続き	<p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】</p> <p>略</p>	<p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】</p> <p>略</p> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・L2WAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能追加による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】（略）</p> <p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p>	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】（略）</p> <p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> <p>【申請管理システムにおける措置】</p> <p>(1) 不正プログラム対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策ソフトウェア（ウイルス対策ソフトウェア）を導入する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアに装備されている自動更新機能の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。</li> </ul> <p>(2) 不正アクセス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムと外部ネットワークとの接続箇所に、DMZ及び連携サーバを配置することで、不正アクセスを遮断する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者をユーザーID、パスワードで限</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2：特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。</li> <li>・個人市民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため、受付時のままの状態を保管する（これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また、個人市民税の個人情報・賦課情報は常に最新化する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。</li> <li>・個人市民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため、受付時のままの状態を保管する（これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また、個人市民税の個人情報・賦課情報は常に最新化する。）。</li> </ul> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3：特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 手順の内容</p>	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p> <p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p>	<p>【千葉市（税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））及び申請管理システムにおける措置】（略）</p> <p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置】（略）</p> <p>【サービス検索・電子申請機能における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</li> </ul>	事前	①重要な変更 (サービス検索・電子申請機能追加による変更)
令和7年12月8日	<p>Ⅳその他のリスク対策</p> <p>1. 監査</p> <p>①自己点検</p> <p>具体的なチェック方法</p>	<p>【税務システムにおける措置】</p>	<p>【税務システム及び申請管理システムにおける措置】</p>	事前	①重要な変更 (申請管理システム追加による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月8日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【税務システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム）】 における措置】	【税務システム、現行業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム）及び申請管理システムにおける措置】	事前	①重要な変更 （申請管理システム追加による変更）
令和7年12月8日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【税務システムにおける措置】	【税務システム及び申請管理システムにおける措置】	事前	①重要な変更 （申請管理システム追加による変更）
令和7年12月8日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成31年1月4日		事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年12月8日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和6年9月13日から令和6年10月13日まで（30日間）	令和7年8月4日から同年9月3日まで（31日間）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年12月8日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和6年11月7日、11月15日、12月4日、令和7年3月3日	令和7年10月1日、10月22日、11月19日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	提供省令第2条の表の第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	提供省令第2条の表の第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
総務大臣又は都道府県知事	提供省令第2条の表の第4項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第5項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	提供省令第2条の表の第7項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別紙 1

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	提供省令第2条の表の第57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	提供省令第2条の表の第58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	提供省令第2条の表の第63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	提供省令第2条の表の第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	提供省令第2条の表の第66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	提供省令第2条の表の第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別紙 1

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	提供省令第2条の表の第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	提供省令第2条の表の第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	提供省令第2条の表の第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	提供省令第2条の表の第98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	提供省令第2条の表の第106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	提供省令第2条の表の第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第125項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第129項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	提供省令第2条の表の第130項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	提供省令第2条の表の第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	提供省令第2条の表の第140項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	提供省令第2条の表の第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
総務大臣	提供省令第2条の表の第147項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	提供省令第2条の表の第155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	提供省令第2条の表の第156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行	提供省令第2条の表の第160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	提供省令第2条の表の第161項	「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表の第163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別紙 1

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
都道府県知事	提供省令第2条の表の第165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣	提供省令第2条の表の第167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第168項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第169項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第170項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣	提供省令第2条の表の第171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表の第172項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	提供省令第2条の表の第173項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務

番号	法令上の根拠	移転先	移転先における用途	移転方法	時期・頻度
1	提供省令第2条の表第18項	こども未来局こども未来部東部児童相談所・西部児童相談所	児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	7月、随時
2	提供省令第2条の表第19項	こども未来局こども未来部東部児童相談所・西部児童相談所	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	7月、随時
3	提供省令第2条の表第20項	こども未来局こども未来部東部児童相談所・西部児童相談所	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	7月、随時
4	提供省令第2条の表第26項	保健福祉局医療衛生部医療政策課	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	随時
5	提供省令第2条の表第28項	保健福祉局医療衛生部医療政策課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	随時
6	提供省令第2条の表第42項	保健福祉局保護課、各区役所保健福祉センター社会援護課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	6月、11月
7	提供省令第2条の表第48項	東部市税事務所納税課第一課・納税第二課・法人課、西部市税事務所納税第一課・納税第二課	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	随時
8	提供省令第2条の表第53項	都市局建築部住宅整備課	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって、主務省令で定めるもの	庁内連携システム、紙	7月、随時
9	提供省令第2条の表第69項	保健福祉局健康部健康保険課、各区役所市民総合窓口課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	毎月
10	提供省令第2条の表第76項	都市局建築部住宅整備課	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム、紙	7月、随時
11	提供省令第2条の表第81項	こども未来局こども未来部健全育成課、各区役所保健福祉センターこども家庭課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	随時
12	提供省令第2条の表第86項	保健福祉局高齢障害部高齢福祉課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	随時
13	提供省令第2条の表第87項	保健福祉局高齢障害部高齢福祉課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	随時
14	提供省令第2条の表第89項	こども未来局こども未来部健全育成課、各区役所保健福祉センターこども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	随時
15	提供省令第2条の表第91項	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	8月、随時
16	提供省令第2条の表第92項	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	8月、随時

(別紙2) 利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務

番号	法令上の根拠	移転先	移転先における用途	移転方法	時期・頻度
17	提供省令2条の表第96項	保健福祉局健康福祉部健康支援課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	随時
18	提供省令2条の表第106項	こども未来局こども未来部こども企画課、各区役所保健福祉センターこども家庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	随時
19	提供省令2条の表第125項	保健福祉局保護課、各区役所保健福祉センター社会援護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	紙	6月、随時
20	提供省令2条の表第132項	保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、各区役所保健福祉センター高齢障害支援課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	毎週、毎月
21	提供省令2条の表第144項	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、精神保健福祉課、保健福祉局健康福祉部健康支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	随時
22	提供省令2条の表第155項	こども未来局こども未来部幼保支援課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム	2月

## 別紙3 個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者

機関	移転先における用途	法令上の根拠
市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則第1条
市長	子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第2条
市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年千葉市条例第29号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第3条
市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年千葉市条例第12号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第4条
市長	千葉市中心身障害者扶養共済条例(平成3年千葉市条例第52号)による心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	同第5条
市長	重度の障害者等に対するタクシーの運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第6条
市長	精神障害者の入院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第7条
市長	在宅の重度心身障害者に対するおむつの給付に関する事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの	同第8条
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	同第9条
市長	重度の障害者等に対する日常生活に使用する自動車の燃料の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第10条
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	同第11条
市長	ぜんそく等の小児指定疾病の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第12条
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う地域生活支援給付サービスの給付に関する事務であって規則で定めるもの	同第14条
市長	軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同第15条
市長	高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	同第16条
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	同第17条

別紙4 個人情報に関する重大事故の内容等

年度	事案の内容	類型	再発防止策
R4	新型コロナウイルス感染症の療養期間証明書について市民A及び市民Bから発行依頼があったため、郵便で郵送したところ、市民Aあての封筒に市民Bの証明書も同封してしまった。	要配慮	療養期間証明書封入手順を示したマニュアル作成し、マニュアルに従って作業を行うよう周知した。 一つの封筒に対して封入する証明書を一枚とすることを徹底し、封筒の窓から見える宛名以外の証明書を封入しない。 発送前に発行者リストの件数と封筒の発送件数が一致していることを確認する。
R4	市民Aへ身体障害者手帳を送付する際、誤って封筒のあて先とは別の市民Bの手帳を封入し、送付してしまった。	要配慮	「職員のための個人情報保護ミニハンドブック」を使い個人情報保護についての注意点を説明し特に文書の誤送付についての再発防止のポイントや情報漏洩等が発生した場合の対応について確認した。 申請書類を送付する際に、決裁者が、住所、氏名、生年月日等間違いがないか、レ点を付けながら確認する。 手帳を申請者に送付する際、身体障害者手帳・療育手帳の写しを確認しながら決裁者が住所、氏名、生年月日等間違いがないか、レ点を付け確認する。 封入作業後、封入前に職員が再度封筒の宛名と手帳、通知文の宛名を一件ずつ確認し封印を行う。
R4	新型コロナウイルスに係る入院勧告書等の書類を以前入所していた施設から家族の住所として教示された住所に送付したところ、同姓同名の別人の家族の住所に誤送付してしまった。（施設から聞いた住所が誤っていた。）	要配慮	書類の送付先を確認する場合は、医療機関や施設などの関係機関に確認させる場合も含め、氏名だけでなく生年月日等複数の情報を組み合わせて検索し、同一人物のものであることの確認を徹底させる。 氏名の読み仮名が一緒でも漢字が異なっていないか確認することを徹底させる。
R4	会場運営費を業務委託している新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場において、ワクチンを接種した市民のうち1人の予診票を紛失してしまった。	要配慮	予診票を紛失しない為の作業配置・予診票の保管方法を検証する 予診票を移送した直後にも市職員による枚数確認を行う
R4	A病院に送付する資料について、以前B病院に送付したExcelファイルをコピーして作成したところ、上書きしたシートとは別シートにB病院の個人情報が含まれていたことに気づかず、A病院の事務担当者あてにメールで送信してしまった。	100人以上	個人情報を含むファイルをコピーして再利用することの禁止 複数のシートがあるエクセルファイルの外部への送付をやめること
R4	保育園利用内定児童について、受入園に対して本来であれば情報提供すべきでない事項（保護者の病歴、児童の通院予定、服薬歴）について、担当者の認識不足から、電話にて伝達してしまった。	要配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取り扱いについて、上司に報告、相談をすることを徹底する。</li> <li>個人情報の取り扱いに関する課内の研修を実施する。</li> </ul>

R4	A病院に送付する資料（感染症患者医療費（療養費）公費負担決定通知書を発送したところ、A病院から連絡があり、本来はB病院に発送すべきものであったものを誤って送付してしまったことが判明した。	要配慮	入院先が複数にわたる場合は手入力が必要となるので、入力内容のダブルチェックを徹底する。
R5	区役所窓口で受付けた国民健康保険療養費支給申請について、本課へ送付するものの内容をチェックしている際に、当該申請者の申請の①診療報酬明細書（レセプト）、②国民健康保険療養費支給申請書27件ずつのうち、1件の①②が足りず、課内で滅失したことが判明した。	要配慮	受付時と受付後の書類の再確認の徹底。確認不足を解消するため「療養費支給申請書チェックシート」を策定し、受付時からダブルチェックの漏れがない体制や、処理事に書類の内容について細かく確認が出来るようにした。 課内で個人情報の取り扱いについて、管理職より再徹底するよう、課職員全員に向けて研修を行った。
R5	特定健診の電話による受診勧奨を委託した業者において、コールセンタシステムの運用保守業務従事者（元派遣社員）が顧客データが保管されているサーバにアクセスし、不正に約5万人の個人情報を持ち出していたことが判明した。なお、第三者に流出させていたことは判明しているが、本市の委託に係る保有個人情報であるかは不明。	100人以上	は、接続できないようシステム的な是正措置を講じた。 ②外部への不正な持ち出しの恐れが生じたことを速やかに検知し、対応できるよう、システム的にログのチェックがリアルタイムで実施できる運用を開始。
		不正目的	引き続き調査を継続し、新たな事実関係が判明した場合には、本市に逐次報告。今回の根本原因を明らかにし、再発防止に向けた抜本的な取組を実施。
R5	児童の補装具費支給決定通知書の宛先を、誤って別居している離婚した元配偶者を記載してしまい郵送した。	要配慮	送付先と住所地が異なる場合、必ず職員二人以上で確認することを改めて確認した。特に、離婚世帯について、班内で情報共有を行い、送付先を確認するよう周知した。今回の対象者については、全事業で送付先情報について確認を行った。
R5	委託事業者が利用する外部使用しているサーバーへの、第三者による不正アクセスを受け、ランサムウェア感染被害を受けたことにより、氏名、住所等の個人情報が漏えいした。	不正目的	以下について、委託業者が実施。 ・アクセスキー管理強化 ・バケット管理の厳格化 ・アクセスキー発行及び権限変更の承認フローの変更 ・仮名加工情報についての取り扱いルールの再整備を実施 ・被害にあったストレージサービスでの健診データ連携の禁止を実施 ・各アクセスキー発行・権限に関する日々報告を実施 ・仮名加工情報についてファイル削除期間を1時間に設定変更を実施 ・システムから出力される仮名加工情報については個別パスワード設定を実施
R6	市民Aに対し、別の市民Bの障害児通所受給者証を誤って郵送した。	要配慮	封入前に複数の職員で再度封筒の宛名と決定通知書、受給者証の宛名を一件ずつ確認し封印を行おう、課内周知徹底を図った。
R6	委託契約に基づいて行われるインフルエンザ予防接種事業について、当該事業に協力する市内病院において52人分の予診票の原本が行方不明となった	要配慮	委託先である医療機関に向けて、個人情報の適切な取扱いに関する注意喚起を行った。またから個人情報の取り扱いに係る責任体制及び各職員の役割の明確化の必要性について改めて説明し、また個人情報管理責任者報告書、個人情報取扱事務従事者報告書を提出するよう指導した。同報告書は1月12日に医療機関から市へ提出された。

R6	市民A及びBあてに障害児通所給付費支給の受給者証を送付する際、AとBで互いに逆の受給者証を誤って送付した。	要配慮	複数種類の文書を封入する際は必ず相互のあて先や氏名等が同一であることを確認することはもとより、封緘前には当該職員とは別の者による再確認の徹底について、所属長から職員に口頭で再周知した。また、窓口や電話対応で作業が中断されないことがないように、課内における人員体制の配置の面で留意するとともに、作業自体に集中できる環境スペース等の整備を図る。
R6	市民Aの親族が、Aの承諾を得ずに委任状を作成し、区役所において千葉市からの住所転出届、印鑑登録の変更を行った。 本人がコンビニで証明書の取得を試みた際に発覚した。	不正目的	委任状の偽装その他、第三者による不正な行為によって、個人情報漏えいした事案であるが、千葉市においては手続き上の瑕疵はなかった。そのため、現在の届出手続きを変更するなどの対応はしない。（個人情報保護委員会にも報告済み）
R6	国民健康保険料を期限までに納付しなかった市民との連絡のためにショートメールを送信する際、別市民とのメールの履歴を流用したため、当該別市民の情報（氏名、メールアドレス、国民健康保険料が滞納である可能性があること及び聴覚障害という情報）が漏えいした。	要配慮	メールを送信する際は、新たに送信する前に必ず二人で内容の確認を行うよう所属長から職員に口頭で周知すると共に、メールでも注意喚起を行った。
R6	生活保護受給者の自宅において通院希望先の病院名を記載した診療依頼書交付申請書を受け取ったが、帰庁後、診療依頼書交付申請書を紛失していることについて発覚した。	要配慮	・全職員へ経緯を説明後、申請書類等個人情報の記載のあるものを個人宅訪問時には預からないことを徹底することを所属長から職員へ口頭で周知を行った。 ・所属長より改めて全職員へ個人情報の取扱いの研修を行う。個人情報が含まれている申請書類等については、個人宅訪問時には受取らないことを徹底する。申請書類等の提出については返信用封筒での提出やパソコン等の機器を持っている方については、課内メールへの提出を促すよう徹底する。
R6	本市が、がん検診を委託している協力医療機関において、本市に提出する検診票を運搬中に転倒し、その際に検診票（検診・検査結果記載のもの）の一部が風に飛ばされ紛失したものの。	要配慮	検診票を運搬する際は厳重に封緘する等の対策を講じるよう個人情報の管理徹底を周知して注意喚起を行う通知を送付した。 また当該医療機関も含め、全ての検診協力医療機関に対して、同注意喚起を行う文書を医師会よりFAXにて送付した（FAXがない医療機関については、郵送した）
R6	市民Bの障害福祉サービスの受給者証を誤って市民Aに送付してしまった。	要配慮	以下の取扱いについて課内にて徹底するよう周知を行った。 ①担当者は、決裁終了後、決裁内容を改めて確認し、決定通知書等を封筒に入れ発送準備を行う。 ②発送準備が終了した書類を他の職員が再度封筒の宛名と通知文の宛名を一件ずつ確認し突合できたら封入し発送する。